

障害のある方の超短時間雇用促進モデル事業業務委託仕様書

1 委託業務名

障害のある方の超短時間雇用促進モデル事業業務委託

2 背景・目的

障害のある方にとって、就労は社会参加及び社会的自立の観点から重要な役割を果たしている。

本市が実施した調査で、現在収入を得る仕事をしていない障害のある方が、仕事をすることに消極的な理由として、「体力面での不安」が最も多く挙げられ、国が行った調査では、いずれの障害種別においても、雇用の8割以上が週20時間以上の長時間就労となっている。

そのため、障害特性や療養等により長時間での就労が難しい障害のある方は、現在の障害者雇用の大半が長時間就労であることから、一般就労を諦めて福祉的就労に頼らざるを得ない状況や、無理な働き方による離職を繰り返して無力感に陥るといった状況が見られている。

京都市（以下「甲」という。）は、これらの課題を解消し、社会のあらゆる活動に参加できるまちづくりに向けて、これまでの就労支援の取組に加え、障害や疾病の特性によって長時間の就労が困難な方でも社会参加及び自立を推進するため、障害のある方の職域や働き方の選択肢を増やす必要がある。

このため、東京大学先端科学技術研究センターが提唱する超短時間雇用モデル等を参考に、市内で先駆的に超短時間雇用の普及に取り組み、障害のある方に対し、生活の幅を広げ働くことを通じた社会参加の支援を行うとともに、企業等に対して雇用・定着に向けた支援を実施するもの。

また、創出した雇用事例等の事例紹介セミナー等を行うことで超短時間雇用の促進による企業等及び障害当事者の意識変革並びに職域の拡大を図るもの。

3 支援対象者

以下の要件を全て満たしている者であること。

ア 身体障害者（身体障害者手帳の交付を受けていなくても、指定医又は産業医（内部障害者の場合は指定医に限る。）の診断書・意見書により確認されている者も含む。）知的障害者（児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターによって知的障害があると判定された者）、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者。精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていなくても産業医、主治医等から統合失調症、そううつ病又はてんかんの診断を受けている者）、発達障害者（精神科医により、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害の診断を受けている者）。

イ 原則、18歳以上の者（令和7年4月1日時点）

4 委託業務

甲の実施する「障害のある方の超短時間雇用促進モデル事業」実施にあたり、受託事業者（以下「乙」という。）は、本事業の推進に必要な以下に掲げる項目の業務を実施する。

(1) 超短時間雇用に取り組む企業等支援

障害のある方の超短時間雇用に関心を持つ市内企業等の開拓、短時間雇用業務の切り出しなどの企業等支援を行い、雇用につなげる。

(2) 就労支援

ア 支援対象者へのキャリアカウンセリング等

乙は、支援対象者に対して相談窓口を設置し、障害特性に寄り添ったきめ細かい就労支援を行うこと。

イ 企業等見学、実習、面接等

乙は、支援対象者と企業等（業務）のマッチングの精度を上げるため、必要があれば採用前に企業等における見学、実習を実施するとともに、採用面接にあたっては必要な合理的配慮を企業等と共有する。

ウ 不採用であった場合の原因及びその解決方法の検討

不採用又は退職した場合のアフターフォローを行い、その原因究明及び解決策の提示を行うものとする。

(3) 求人開拓

ア 支援対象者の求人先の開拓及び求人情報提供

乙は、支援対象者の能力や希望に合わせた求人先の開拓を行い、超短時間雇用の求人情報の提供及び職業の斡旋を行う。

なお、求人情報の獲得にあたっては、次の点について留意すること。

(ア) 企業等ニーズに即した業務を切り出すこと。

(イ) 厳格な業務定義に基づき、1案件当たり1から2種類程度の業務内容に限定すること。ただし、業務内容に偏りがないように配慮すること。

(ウ) 企業等のニーズと支援対象者の状況に合わせた労働時間とすること。

(エ) 支援対象者の障害特性を企業等と共有し、配慮事項を伝えること。

(オ) 必要があれば見学、実習、面接等を実施し、ミスマッチを防止すること。

イ 企業等に対する障害者雇用の啓発・支援

乙は、企業等からの障害者雇用に関する相談等に対し、具体的対応策を示すなどの支援を行うこと。

ウ 労働基準法及び職業安定法に基づく労働条件の確認

求人情報と実際の労働条件が異なる場合は、求人側との調整を行う。また、法令違反がないかについて審査すること。

エ 障害者就業・生活支援センター等への求人情報の提供

求人開拓の結果、得た情報について、定期的に本市が指定する障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所またはその他本市が指定する就労支援機関等に情報提供を行うこと。

オ 超短時間雇用における連携

超短時間雇用モデルを提唱した東京大学先端科学技術研究センターの助言・支援を受けながら総括的な役割を担い、関係機関と連携して業務を推進すること。

(4) 定着支援

就職や決定した支援対象者に対して、就労に関する相談の対応、就職企業等との連絡調整などの定着支援を行うこと。

(5) セミナー等の開催

障害のある方の超短時間雇用の取組を広く周知するため、企業等及び障害のある方を対象とした、本事業により創出した雇用事例や先進的な他都市事例等を紹介するセミナー等を実施すること。

なお、セミナー会場は、提案のあったセミナー等の内容及び実施日時に基づき、本市で調整する。

(6) 活動実績等の記録、報告

超短時間雇用事業におけるコーディネート業務の活動実績等を所定のフォーマットにて記録を行い、甲及び東京大学先端科学技術研究センターへ定期的に報告する。

なお、所定のフォーマットについては、契約締結後に本市から提示する。

5 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日

6 実施体制

(1) 業務統括に係る人員確保

ア 本事業を統括する管理責任者を1名配置すること。

イ 管理責任者は、下記の(2)~(4)の各従事職員を管理・監督し、適切な助言指導を行うとともに、以下について対応すること。

・本事業の連絡窓口として関係機関及び企業等の要望及び苦情等に対し、迅速に対応すること。

・本事業の実施において、問題等が生じた場合、状況を把握したうえで、速やかに甲に連絡すること。

(2) コーディネートに係る人員確保

コーディネーターを1名以上配置すること。

(3) 企業等開拓に係る人員確保

前記4(2)ア及びイにおいて、企業等訪問等を行う企業等開拓員を1名以上配置する

こと。

(4) 事例紹介セミナー等企画・運営に係る人員確保

事例紹介セミナー等の実施や専門家派遣等の事業の企画・運営を行う職員を1名以上配置すること。

(5) 兼務について

上記(1)から(4)に係る人員については兼務を妨げない。

ただし、業務の運営に支障を来さないよう留意すること。

7 実績報告書

乙は、当該年度の事業終了後1か月以内に、以下の書類をデータ及び書面により、本市に提出すること。

(1)業務完了届

(2)実績報告書

(3)その他、本市が提出を求めるもの

8 業務資料

乙は、前記7の実績報告書の内容が確認できる書類として、本事業に係る帳簿、一切の根拠書類並びに本事業に係る書類等を整備し、本事業が終了した日の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

9 委託料

(1) 基本委託料

本事業の業務の遂行に要する予定費用を3,045,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内とする。

基本委託料の支払については、原則、実績報告書の提出後の乙からの請求に基づく後払いとするが、乙から申し出があった場合は支払時期について、甲乙間で協議することができるものとする。

10 その他留意事項

(1) 甲は、本事業の執行状況について検査を行い、又は必要な資料の提出を求めることができるものとし、乙はこれを拒むことはできない。

(2) 乙は、事業実施中、事故が生じたときは、直ちに甲に通知し、その状況及びこれに対する処置について、遅滞なく書面で報告しなければならない。

(3) 本事業の業務の遂行に当たっては、個人情報保護に関する法律、京都市個人情報保護条例及び（別紙1）共通仕様書に基づき個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱うこと。

(4) 本仕様書において定めがない事項については、甲乙協議のうえ定めることとする。